

平成 30 年度労災診療費の改定について

1 概要

平成 29 年 12 月 20 日に健康保険の診療報酬改定率が決定。

健康保険の診療報酬改定に伴う労災診療費への影響額を算出し、追加で予算要求。 (1,096 百万円)

(1) 労災診療費の算定は、健康保険の診療報酬点数表に原則準拠しており、今回の健康保険の診療報酬改定に伴い、労災診療費の相当部分が連動して改定。 (958 百万円)

(2) 健康保険の診療報酬改定に併せ、労災独自の項目について、労災医療の特性を考慮の上、傷病労働者の早期職場復帰の促進等の観点から見直しを行った。 (137 百万円)

2 労災診療費特掲の改定内容

(1) 術中透視装置使用加算の対象部位の拡大

転倒等による手の骨折が多い労災事故に対応するため、加算の対象を手首から手全体 (※1) に拡大した。

※1 対象部位の拡大

- ・ 中手骨、種子骨 (手掌骨)
- ・ 基節骨、中節骨、末節骨 (手指骨)
- ・ その他足根骨についても拡大

(2) 職場復帰支援・療養指導料 (※2) の拡充

○ 対象者の拡大

通院療養3か月以上継続 → 2か月以上継続

○ 「療養・就労両立支援加算」を新設 (600点)

療養を継続していて就労が可能と医師が認める者に対し、産業医等からの助言を得て治療計画を見直し・説明した場合を評価。

※2 医師または医師の指示を受けた医療従事者が、傷病労働者に対して文書を交付して職場復帰のために必要な指導をした場合、事業主と面談の上職場復帰のために必要な指導をした場合、または、医師が産業医に対して文書で情報提供した場合に算定。

(3) 職業復帰訪問指導料 (※3) の拡充

○ 対象者の拡大

通院療養3か月以上継続 → 2か月以上継続

※3 医師または医師の指示を受けた医療従事者が、傷病労働者が職業復帰を予定している事業場を訪問し、事業主に対して職場復帰のために必要な指導をした場合に算定。

(4) 四肢以外に行った創傷処置 (100 cm²未満) の取扱い

従来どおり45点として算定できることとし、引き続き、**外来管理加算の特例 (※4) の取扱いの対象とした (※5)。**

※4 再診時に、健康保険において外来管理加算の取扱いの対象ではない処置等を行った場合でも、労災保険ではその点数が52点に満たない場合には、外来管理加算の特例として52点を加算することが可能。

※5 健康保険においては、創傷処置 (100 cm²未満) を45点から52点へ引き上げたことにより、当該処置は外来管理加算の特例の取扱いの対象から除外された。

労災診療費の仕組み

1 原則として健康保険に準拠

○ 労災保険における療養の給付（診察、処置、薬剤等）の範囲は、療養上相当と認められるもの、すなわち、療養の効果が医学上一般的に認められるものであるものとされている。

↑ 健康保険の保険給付に準拠

2 労災保険独自の取扱い（労災特掲項目の設定等）

労災保険における療養の給付は、健康保険の保険給付に準拠しつつも、労災保険制度の趣旨、目的の下、労災医療の特殊性等を考慮する必要がある診療行為について、次のような観点から独自の措置を講じている。

○ 労災診療の特殊性等を考慮した点数の評価

診療担当医師には、労災診療上、次のような判断が求められる。

- ・ 労災保険では、患者が業務上の災害であるか確認が求められること
- ・ 労災保険で療養継続中の者については治療効果の確認が求められ、治療効果が認められない場合には症状固定（治ゆ）の判断が求められること

○ 労働災害による傷病の複雑さ等を考慮した独自項目の設定、評価

- ・ 労働災害では、工場などでの四肢に係る重度の創傷が多い
- ・ 創面が広範囲に汚染され、それが深部にわたる 等

○ 被災労働者の早期職場復帰に資する独自項目の設定、評価

- ・ 被災労働者の労働能力の回復、早期職場復帰が目的

労災特掲項目の具体例

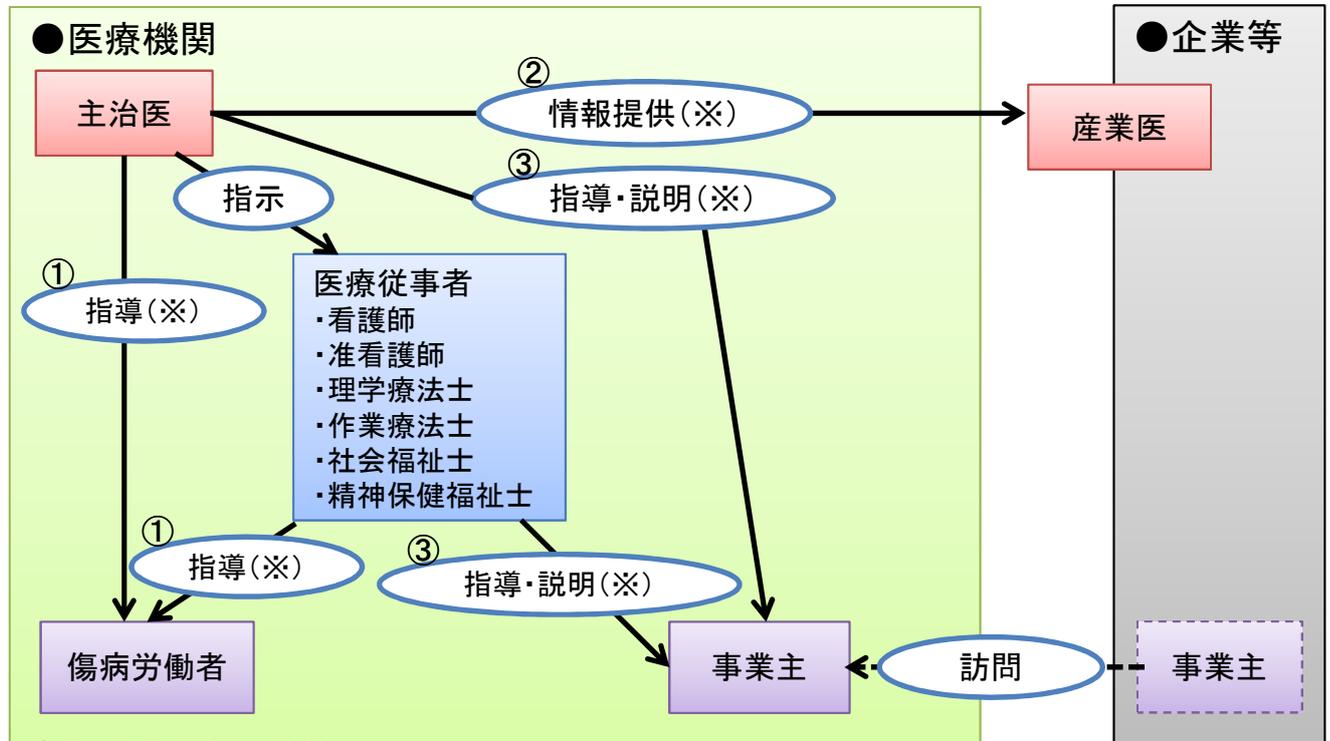
診療単価は1点12円
（健保は1点10円）

四肢の傷病に係る手術等の加算 等

リハビリテーションに対する評価の充実、
職場復帰支援・療養指導料 等

職場復帰支援・療養指導料の概略図

職場復帰支援・療養指導料 精神疾患の場合月1回560点、その他の疾患の場合月1回420点

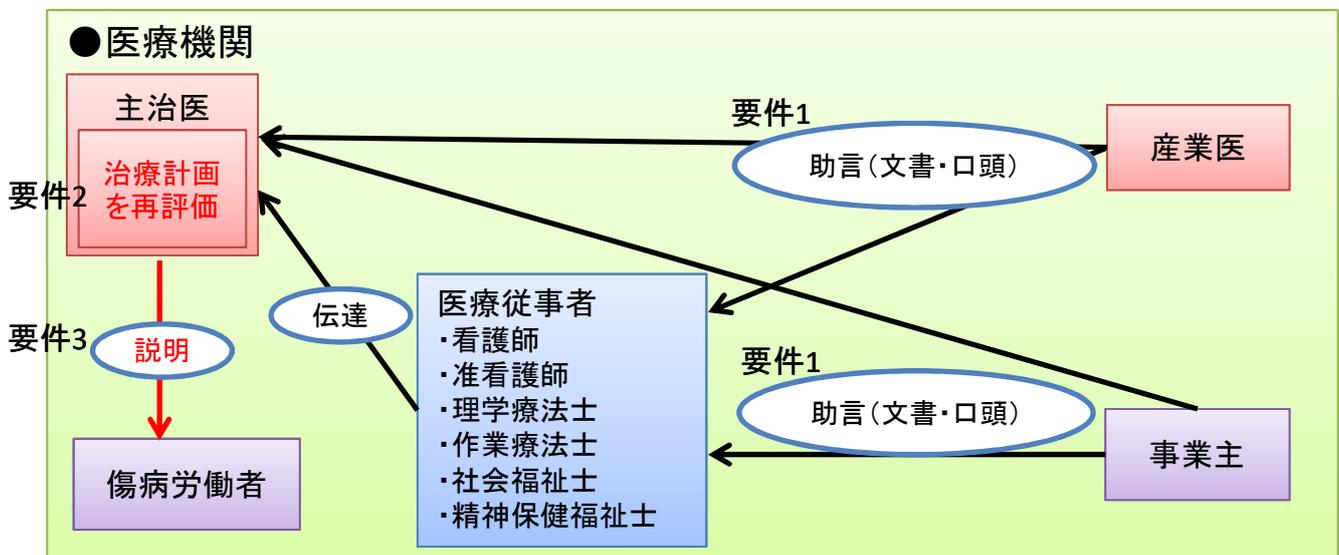


※文書指導(指導管理箋等)

【拡充】傷病労働者の対象要件

入院治療を伴わず通院療養を3ヶ月以上継続している者で就労が可能と医師が認める者の通院療養の要件を2ヶ月以上に拡充。

【加算新設】療養・就労両立支援加算 600点



※要件1, 2, 3を満たし、診療録に内容を記載して、請求書に写しを添付